

水戸市告示第 232 号

水戸市創業期支援補助金交付要項を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市創業期支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、本市の商業の振興及び活性化を図るため、創業期（創業から 5 年を経過するまでの期間をいう。以下同じ。）にある創業者に対し、予算の範囲内において、創業期支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 新たに事業（次に掲げる事業を除く。）を開始することをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業

イ 中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 4 条第 5 項に規定する連鎖化事業に加盟する者が実施する事業

(2) 創業者 創業をした個人（創業により会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社（以下「会社」という。）を設立した個人を除く。）又は法人（創業により設立された会社を含む。以下同じ。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす創業者とする。

(1) 市内に店舗、事務所等（法人にあつては、本店）を有すること。

(2) 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項第 1 号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けていること。

(3) 前年度までに受けた補助金の交付の決定の回数が 2 回以下であること。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与をする者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 法人にあつては、その代表者及び役員が暴力団の構成員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、創業期後に第 6 条の規定による申請をした者及び当該年度

に既に補助金の交付（前年度に交付の決定がなされた補助金の交付を除く。）を受けた者には、補助金を交付しない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める事業（第2条第1号ア及びイに掲げる事業を除く。）の用に供する市内の店舗、事務所等に係る次の各号に掲げる活動に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。

- (1) ホームページ等の作成
- (2) 新聞等への広告の掲載等
- (3) 展示会等への参加、開催等
- (4) 販売促進品等の作成等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円（次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める額）を限度とする。

- (1) 次条の規定による申請をした日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度までに補助金の交付の決定を1回受けている場合 50,000円
- (2) 申請年度の前年度までに補助金の交付の決定を2回受けている場合 25,000円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、創業期支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、創業期支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「被支援事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、創業期支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第6条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の変更（20パーセントを超えない範囲の変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 前条の規定により交付の決定を受けた補助金に係る第4条に規定する活動（以下「交付決定を受けた活動」という。）の中止又は廃止をしようとするとき。

（実績報告）

第9条 被支援事業者は、申請年度における交付決定を受けた活動が完了したときは、当該完了した日から30日を経過する日又は当該申請年度の末日のいずれか早い日までに創業期支援補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

ならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の審査により、その報告に係る交付決定を受けた活動の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、創業期支援補助金額確定通知書(様式第5号)により当該報告をした被支援事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた被支援事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、創業期支援補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、被支援事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 被支援事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(帳簿の備付け)

第13条 被支援事業者は、交付決定を受けた活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、交付決定を受けた活動が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

日本標準産業分類において次の各号に掲げる産業に分類される業種に係る事業

- (1) 大分類 I —卸売業，小売業
- (2) 大分類 K —不動産業，物品賃貸業のうち中分類 70—物品賃貸業
- (3) 大分類 L —学術研究，専門・技術サービス業のうち中分類 72—専門サービス業
- (4) 大分類 M —宿泊業，飲食サービス業
- (5) 大分類 O —教育，学習支援業
- (6) 大分類 P —医療，福祉